

【資料 3－1】

こども夜間休日オンライン診療体制整備事業業務委託 企画提案競技審査委員会設置要領

（設置及び所掌事務）

第 1 条 こども夜間休日オンライン診療体制整備事業業務委託に関する企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者を選定するため、こども夜間休日オンライン診療体制整備事業業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審査委員会は、次の委員 6 名をもって構成する。

- （1）秋田県健康福祉部医務薬事課長（以下「医務薬事課長」という。）
- （2）秋田県人口戦略部こども支援課長
- （3）秋田県職員以外の有識者 4 名（以下「外部有識者」という。）

2 外部有識者については、医務薬事課長が指名する。

（運営）

第 3 条 審査委員会には委員長を置き、委員長は医務薬事課長が務める。

2 委員長は会務を総括し、審査委員会を代表する。

3 審査委員会の庶務は秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

（会議）

第 4 条 審査委員会の招集は、秋田県健康福祉部長が行う。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により代理出席を認める。

4 審査委員会は、非公開とする。

5 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審査の実施方法及び基準）

第 5 条 審査は、企画提案書によるプレゼンテーションにより実施する。

2 審査は別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者 1 者を選定する。

（その他）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行する。